

金沢工業大学 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢工業大学学則(以下「大学学則」という。)第46条及び金沢工業大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第45条に定める科目等履修生について、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 学部の科目等履修生の入学資格は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 専攻科及び大学院の科目等履修生の入学資格は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(期間と履修科目)

第3条 科目等履修生の在学期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。ただし、引き続き履修を志願することは妨げない。

2 科目等履修生が履修することができる授業科目数は、年間12科目以内とし、単位数の上限は12単位とする。

3 学部の科目等履修生は、大学学則第17条に定める基礎実技科目(コンピュータ操作の基礎を除く。)及び専門プロジェクト科目は履修できない。

4 専攻科の科目等履修生は、大学学則第40条第2項に定める必修科目は履修できない。

5 大学院の科目等履修生は、大学院学則第24条第1項に定める専修科目は履修できない。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に所定の書類と検定料1万円を添え、指定された期日までに学長に願出しなければならない。

(選考)

第5条 学長は、前条による願出があった者について選考を行う。

(入学手続及び許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに、所定の書類を学長に提出するとともに、履修料を納入しなければならない。

2 学長は、前項による手続を完了した者に入学を許可する。

3 履修料は、履修する授業科目の単位数によって算出するものとし、授業科目1単位当たりの額は、別表に定めるところによる。

4 本学大学院の課程を修了した者で、大学院工学研究科知的創造システム専攻修士課程、高信頼ものづくり専攻博士前期課程1年制コース及びビジネスアーキテクト専攻修士課程1年制コースの授業科目を履修する科目等履修生として入学する場合に限り、履修料は前項に定める額の2分の1に相当する額とする。

(履修許可の取消)

第7条 学長は、科目等履修生において履修の成果が認められないとき、又は履修料の納入を怠ったときは、当該科目等履修生に対して履修の許可を取り消すことができる。

(単位修得証明)

第8条 学長は、科目等履修生で単位を修得した者に対し、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に必要な事項については、大学学則又は大学院学則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行し、その施行日をもって、従前の「聴講生規程」は廃止する。
- 2 この規程の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 6 この規程の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この規程の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

別表 1 単位当たり履修料

(単位：円)

授業科目の区分	学部	専攻科	大学院工学研究科知的創造システム専攻修士課程、高信頼ものづくり専攻博士前期課程1年制コース及びビジネスアーキテクト専攻修士課程1年制コース	左記の専攻又はコースを除く大学院
講義・演習	18,000	18,000	60,000	30,000
実験・実習・スポーツ入門	24,000	24,000	—	—